東社労第585号 平成27年3月13日

統括支部長 支 部 長 各 位

東京都社会保険労務士会 会 長 大 野 実 (公印省略)

定時決定時調査の実施について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の事業運営につきまして、格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成27年3月5日付別添新年発第1号にて、新宿年金事務所(東京都代表事務所)より、「定時決定時調査の実施」に関する周知依頼がありました。

これは、厚生年金保険等の適用の適正化を図るため、年金事務所が同意事業 所等及び組合管掌事業所を含むすべての適用事業所に対し、数年に一度、定時 決定時調査等の事業所調査を行うことを目的として実施されるものです。

つきましては、同調査の実施に関し、貴統括支部及び貴支部所属会員の皆様 への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関しましては、当会ホームページ(会員サイト)に記事を掲載 しておりますので申し添えます。

(担当:業務課 苅部)

新年発第1号平成27年3月5日

# 東京都社会保険労務士会 会長 大野 実 殿

新宿年金事務所に同二 所長 穂苅 稔二 明 (東京都代表事務所)に記りに

## 定時決定時調査の実施について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

厚生年金保険等の適用の適正化を図るため実施しております定時決定時調査につきまして、格段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平成27年度につきましても、下記のとおり社会保険労務士への算定基礎届の配付に同意している事業所及び受託事業所(以下「同意事業所等」という。)を含む一部の事業所に、定時決定時調査を実施いたしますので、所属会員への周知方よろしくご配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、同意事業所等が定時決定時調査の対象事業所に選定された場合につきましては、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

### 1 定時決定時調查対象事業所

厚生年金保険等の適用の適正化を図るため、年金事務所では、同意事業所等及び 組合管掌事業所を含むすべての適用事業所に対し、数年に一度、定時決定時調査等 の事業所調査を行うこととされております。

#### 2 調査内容

年金事務所等への来所による賃金台帳・出勤簿等の諸帳簿類の確認等となります。

#### 3 調査日等のご案内

同意事業所等が定時決定時調査の対象事業所に選定された場合は、事業主へ来 所日時及びお持ちいただく書類等をお知らせする調査実施通知をお送りすること とされています。

このため、同意事業所等が定時決定時調査の対象事業所とされたか否かについて は、直接、同意事業所等へご確認いただきますようお願いいたします。

